

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。
 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。
 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

17
 一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。
 イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。
 ロ 当該口座に係る資金を移動させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のため預金の受け入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。
 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

18
 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他他の行政处分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他他の行政处分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。
 この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

19
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。
 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

20
 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

21
 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者協会）とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。
 この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者協会）とは、第五十二条の六十の二十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）を処理する手続をいう。

22
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。
 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

23
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

24
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

25
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

26
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

27
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

28
 一 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。
 二 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

29
 この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務等関連紛争（銀行業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。）において同一の段階にわたる委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）に属し、かつ、当該会社等が同一の段階にわたる委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等のうち、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等（当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数）による紛争解決等業務の種別をいう。

30
 この法律において「紛争解決等業務」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

31
 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

32
 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）との間で締結される契約をいう。

33
 第三条 預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行ふ営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

34
 第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の議決権の保有者とみなして、第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

35
 一 法人でない団体（法人に準するものとして内閣府令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等、当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

五 銀行の議決権の保有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあっては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」といいう。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者（当該個人に係る合算議決権数

六 銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（銀行の議決権の保有者が、当該銀行の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共にして当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる

会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集團に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な關係を有する者を含む。)をいう。(の保有する当該銀行の議決権の数(当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同保有議決権数」という。)が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者、共同保有議決権数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者、銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

八 第二条第一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

(營業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

二 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。)をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法

に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対する他の政令で定める場合は、この限りでない。内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。)

五 第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八十七号)第二条(定義))に規定する長期信用銀行をいう。(以下同じ。)その他内閣府令で定める金融機関をいう。

六 (銀行の機関)

第四条の一 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等(会社法第二条第十二号(定義))に規定する指名委員会等をいう。第五十二条の十八第二項第二号において同じ。)

三 会計監査人

(資本金の額)

五 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

二 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

三 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 (商号)

六 銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

二 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

三 銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 (取締役等の兼職の制限)

七 銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認められる場合でなければ、これを認可してはならない。

四 内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

五 第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百八十七号)第二条(定義))に規定する長期信用銀行をいう。(以下同じ。)その他内閣府令で定める金融機関をいう。

六 (銀行の機関)

第四条の一 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等(会社法第二条第十二号(定義))に規定する指名委員会等をいう。第五十二条の十八第二項第二号において同じ。)

三 会計監査人

(資本金の額)

五 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

二 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

三 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 (商号)

六 銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

二 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

三 銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 (取締役等の兼職の制限)

七 銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

二 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認められる場合でなければ、これを認可してはならない。

三 (取締役等の適格性等)

第七条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に規定する知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一 銀行の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役)は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二 銀行の監査役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員)、銀行の取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三 銀行の監査委員、銀行の執行役及び取締役(会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

四 銀行の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、外國の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外國の法令上これと同様に取り扱われている者

三 銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十二条第一項第三号(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)及び第四百二条第四項(執行役の選任等)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

四 会社法第三百三十二条第二項(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。

五 第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出る掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含むとする。

六 (営業所の設置等)

第七条の三 銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号ニ(役員等の第三者に対する損害賠償責任)の規定の適用については、同号ニ中「を含む」とあるのは、「並びに銀行法第六十条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十二条の二の九第二項の規定により掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。

八 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受ければならない。

九 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為をするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

十 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為をするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十一 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行の業務を営ませてはならない。

十二 第二章 業務

十三 (業務の範囲)

十四 第九条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

十五 第十条 銀行は、預金又は定期積金等の受入れ

はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に
接する行為を除く。)をしてはならない。
契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる
行為を除く。)をしてはならない。

二 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
判斷を提供し、又は確実であると誤認させる
おそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定
関係者その他當該銀行と内閣府令で定める密
接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行
うことの条件として、信用を供与し、又は
信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠け
るものではないものとして内閣府令で定める
ものを除く。)

品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為）いう。以下同じ。」を行うことを内容とする約とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるの「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第一項に規定する預金者等をいう。以下この項について同じ。）の保護に資するため、内閣府令定めるところにより、当該特定預金等契約の容その他預金者等に参考となるべき情報の提出を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻件付売買その他の政令で定める取引を除く。

第十三条の二 銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行政を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者その他の当該銀行の

（顧客の利益の保護のための体制整備）
欠けるおそれがあるものとして内閣府
める行為

又は「デリバティブ取引」（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるの「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はリバティイブ取引」（以下この条において「有価

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引又は行為

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定め

融商品取引業者をいう。(以下同じ)、保険会社(保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社をいう。(以下同じ。))その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(銀行の業務に係る禁止行為)

(金融商品取引法の準用)
第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで)(特

く。) 中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商

子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

銀行は、現に子会社としている子会社対象外の
国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会
社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関

連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ
る。

14 13 第四項の規定は、銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社（その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

銀行は、次の各号のいづれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、当該承認に係

る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としている第一項第十一号に掲

二 現に子会社としている外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）第九項の規定は、前項の承認について準用す

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの方針及びその適正な実施の確保

二 銀行グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 銀行グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、銀行グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

銀行は、当該銀行又はその子会社が合算して、その基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたこと。その他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

（銀行による銀行グループの経営管理）

第十六条の三 銀行（子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社を子会社としているものであつて、当該銀行又は持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該銀行の属する銀行グループ（銀行及び二つ子会社の集団をいう。）

銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定す

2 は保有してはならない。
前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、

8 銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又は保有するものとみなす。

9 前各項の場合において、第十六条の二第二項第十二号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

10 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社に該当しないものであ

四 する場合に限る。) その合併をした日 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき (内閣府令で定める場合に限る。) その吸収分割をした日

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき (内閣府令で定める場合に限る。) その事業の譲受けをした日 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としな

第十六条の四 (銀行等による議決権の取得等の制限)
銀行又はその子会社は、国内の会
社（第十六条の二第一項第一号から第六号ま

る認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

つて、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。」及び同条第十一項第一号から第十四号までに掲げる会社（当該銀行の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第二条第十一項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第三章 經理

第十七条 銀行の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

(資本金及び利益金の額)
第十八条 銀行は、剩余金の配当をする場合に
は、会社法第四百四十五条第四項（資本金の額

に
本公司第四百一十五号第四項(資本額の割合及び準備金の額)の規定にかかるわらず、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

(業務報告書等)

第十九条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日まで）の期間をいう。以下同じ。に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 銀行為子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これららの報告書に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十条 (貸借対照表等の公告等)
銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 銀行為子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後二月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第五十七条第一号に掲げる方法である銀行は、内閣府令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

6 前項に規定する銀行は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間繼續して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたもののみなす。

第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

第二十二条 銀行為子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

第三条 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第四条 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

前項の規定は、第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

6 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他のこれらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

7 銀行は、前各項に規定する事項のほか、預金業者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(事業報告等の記載事項等)

第二十二条 銀行が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)の規定により作成する事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

(株主等の帳簿閲覧権の否認)

第二十三条 会社法第四百三十三条(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、銀行の会計帳簿及びこれに関する資料については、適用しない。

第四章 監督

(報告又は資料の提出)

第二十四条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、(その必要の限度において、当該銀行の子法人等(子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものを除く。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。)又は当該銀行から業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含み、前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(立入検査)

第二十五条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行(当該銀行を所属

銀行とする銀行代理業者を含む。)の営業所その他他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、

質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。(業務の停止等)

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるなどを含む)であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときには、内閣府令・財務省令で定めるものとし、内閣府令・財務省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。(免許の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたとき

は、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

第二十八条 内閣総理大臣は、前二条の規定により、銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その整理の状況に照らして必要があると認めるときは、第四条第一項の免許を取り消すことができる。

第二十九条 内閣総理大臣は、預金者等の保護その他公益のため必要があると認めるときは、そ

の必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるもの在国内において保有することを命ぜることができる。

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け(合併の認可等)

(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)

銀行を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)において、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条(事業の譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

第三十一条 内閣総理大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(以下この条において「合併等」という。)が、当該合併等の当事者である銀行等(銀行及び長期信用銀行をいう。第五十二条の六十の二を除き、以下同じ。)又は信用金庫等が業務を行つている地域(会社分割により事業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあつては、その他の公益のため必要があると認めるときは、そ

の必要の限度において、政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めのところを命ぜることを除く。以下この章において「合併等」という。)における資金の円滑な需給及び利用者の便利に照らして、適當なものであること。

二 合併等が金融機関相互間の適正な競争關係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること。

三 前条の認可の申請をした銀行又は合併により設立される銀行が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

第三十二条 第三十条第一項の認可を受けて合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併の場合は債権者の異議の催告)

第三十三条 銀行が合併の決議をした場合において設立される銀行業を営む会社は、当該設立の時に、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(合併の場合は債権者の異議の催告)

第三十三条の二 銀行が会社分割の決議をした場合には、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第一項(債権者の異議)の規定による催告は、することを要しない。

(会社分割の場合は債権者の異議の催告)

第三十三条の二 銀行が会社分割の決議をした場合には、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第一項(債権者の異議)の規定による催告は、することを要しない。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めるなどを含む)であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときには、内閣府令・財務省令で定めるものとし、内閣府令・財務省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

第三十四条 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認等)の規定により同法第四百六十七条第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行つて取締役会の決議又は執行役の決定)がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者に弁済を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には、適用しない。
(事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認等)の規定により同法第四百六十七条第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行つて取締役会の決議又は執行役の決定)がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者に弁済を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者に弁済を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

いて、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見述べることができる。

3 第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第七章 外国銀行支店 (外国銀行の免許等)

第四十七条 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。)

2 を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所(以下この章において「従たる外国銀行支店」という。)(以下この章において「外国銀行支店」と総称する。)を定めるところにより、十億円を下回らない範囲内で定めるところにより、同法第二百五十五条(調査記録簿等の記載等)の規則による公告を除く。)をする場合について準用する。

4 外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

5 (外国銀行支店の資本金に対する資産の国内保有)

6 外国銀行支店は、常時、政令で定めるところにより、十億円を下回らない範囲において政令で定める額以上の資本金に対応する資産を国内において保有していなければならぬ。

7 (従たる外国銀行支店の設置等)

8 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき(内閣府令で定める場合を除く。)

10 従たる外国銀行支店(支店でない営業所を認めを受けなければならない。

11 外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間(当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が毎年の初日であるものに限る。)とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始日の前の前日までとする。

12 (外国銀行支店の資料の提出等)

13 (外国銀行支店の届出)

14 (外国銀行支店の公告方法)

15 (外国銀行支店の公表方法としない。)

16 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

17 (外国銀行支店の公表方法としない。)

18 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

3 前項の場合において、第十条第二項(第八号の二に係る部分に限る。)及び次章の規定並びにこれらの規定に係る第九章及び第十章の規定の適用については、外国銀行支店に係る外国銀行の主たる営業所及びその外国における支店その他の営業所(以下この項において「外国銀行支店」と総称する。)は、一の外国銀行又はその顧客の取引の仲介(外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。)は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなし、当該取引の仲介に係る外国銀行支店に係る外国銀行の外國営業所とその顧客の取引の仲介(外国銀行の業務の代理又は媒介に相当するものとして内閣府令で定めるものに限る。)は、当該一の外国銀行の業務の媒介とみなす。

4 外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許に係る特例、外国銀行支店に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対するこの法律の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

5 (外国銀行支店の資本金に対する資産の国内保有)

6 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めたところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 (従たる外国銀行支店の設置等)

8 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めたところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 (外国銀行支店の公表方法としない。)

10 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

11 (外国銀行支店の公表方法としない。)

12 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

13 (外国銀行支店の公表方法としない。)

14 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

15 (外国銀行支店の公表方法としない。)

16 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

17 (外国銀行支店の公表方法としない。)

18 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

19 (外国銀行支店の公表方法としない。)

20 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

21 (外国銀行支店の公表方法としない。)

22 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

23 (外国銀行支店の公表方法としない。)

24 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

25 (外国銀行支店の公表方法としない。)

26 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

27 (外国銀行支店の公表方法としない。)

28 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

29 (外国銀行支店の公表方法としない。)

30 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

31 (外国銀行支店の公表方法としない。)

32 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

33 (外国銀行支店の公表方法としない。)

34 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

35 (外国銀行支店の公表方法としない。)

36 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

37 (外国銀行支店の公表方法としない。)

38 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

39 (外国銀行支店の公表方法としない。)

40 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

41 (外国銀行支店の公表方法としない。)

42 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

43 (外国銀行支店の公表方法としない。)

44 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

45 (外国銀行支店の公表方法としない。)

46 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

47 (外国銀行支店の公表方法としない。)

48 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

49 (外国銀行支店の公表方法としない。)

50 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

51 (外国銀行支店の公表方法としない。)

52 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

53 (外国銀行支店の公表方法としない。)

54 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

55 (外国銀行支店の公表方法としない。)

56 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

57 (外国銀行支店の公表方法としない。)

58 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

59 (外国銀行支店の公表方法としない。)

60 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

61 (外国銀行支店の公表方法としない。)

62 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

63 (外国銀行支店の公表方法としない。)

64 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

65 (外国銀行支店の公表方法としない。)

66 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

67 (外国銀行支店の公表方法としない。)

68 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

69 (外国銀行支店の公表方法としない。)

70 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

71 (外国銀行支店の公表方法としない。)

72 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

73 (外国銀行支店の公表方法としない。)

74 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

75 (外国銀行支店の公表方法としない。)

76 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

77 (外国銀行支店の公表方法としない。)

78 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

79 (外国銀行支店の公表方法としない。)

80 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

81 (外国銀行支店の公表方法としない。)

82 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

83 (外国銀行支店の公表方法としない。)

84 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

85 (外国銀行支店の公表方法としない。)

86 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

87 (外国銀行支店の公表方法としない。)

88 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

89 (外国銀行支店の公表方法としない。)

90 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

91 (外国銀行支店の公表方法としない。)

92 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

93 (外国銀行支店の公表方法としない。)

94 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

95 (外国銀行支店の公表方法としない。)

96 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

97 (外国銀行支店の公表方法としない。)

98 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

99 (外国銀行支店の公表方法としない。)

100 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

101 (外国銀行支店の公表方法としない。)

102 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

103 (外国銀行支店の公表方法としない。)

104 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

105 (外国銀行支店の公表方法としない。)

106 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

107 (外国銀行支店の公表方法としない。)

108 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

109 (外国銀行支店の公表方法としない。)

110 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

111 (外国銀行支店の公表方法としない。)

112 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

113 (外国銀行支店の公表方法としない。)

114 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

115 (外国銀行支店の公表方法としない。)

116 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

117 (外国銀行支店の公表方法としない。)

118 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

119 (外国銀行支店の公表方法としない。)

120 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

121 (外国銀行支店の公表方法としない。)

122 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

123 (外国銀行支店の公表方法としない。)

124 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

125 (外国銀行支店の公表方法としない。)

126 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

127 (外国銀行支店の公表方法としない。)

128 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

129 (外国銀行支店の公表方法としない。)

130 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

131 (外国銀行支店の公表方法としない。)

132 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

133 (外国銀行支店の公表方法としない。)

134 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

135 (外国銀行支店の公表方法としない。)

136 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

137 (外国銀行支店の公表方法としない。)

138 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

139 (外国銀行支店の公表方法としない。)

140 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

141 (外国銀行支店の公表方法としない。)

142 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

143 (外国銀行支店の公表方法としない。)

144 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

145 (外国銀行支店の公表方法としない。)

146 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

147 (外国銀行支店の公表方法としない。)

148 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

149 (外国銀行支店の公表方法としない。)

150 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

151 (外国銀行支店の公表方法としない。)

152 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

153 (外国銀行支店の公表方法としない。)

154 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

155 (外国銀行支店の公表方法としない。)

156 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

157 (外国銀行支店の公表方法としない。)

158 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

159 (外国銀行支店の公表方法としない。)

160 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

161 (外国銀行支店の公表方法としない。)

162 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

163 (外国銀行支店の公表方法としない。)

164 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

165 (外国銀行支店の公表方法としない。)

166 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

167 (外国銀行支店の公表方法としない。)

168 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

169 (外国銀行支店の公表方法としない。)

170 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

171 (外国銀行支店の公表方法としない。)

172 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

173 (外国銀行支店の公表方法としない。)

174 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

175 (外国銀行支店の公表方法としない。)

176 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

177 (外国銀行支店の公表方法としない。)

178 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)

179 (外国銀行支店の公表方法としない。)

180 (時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する

る特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「(の)締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号中「締結する」とあるのは「(締結の代理又は媒介をする)と、同法第三十四条の三第二項第四号イ中「(と対象契約)とあるのは「(締結の代理若しくは媒介により対象契約)と、同法第三十七条の三第一項中「(締結しようとするとき)とあるのは「(の)締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他の預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「(金融商品取引業者等)とあるのは「(外)國銀行代理銀行(銀行法第五十二条の二の五に規定する外國銀行代理銀行をいう。)の所属外國銀行(同法第五十二条の二第一項に規定する所属外國銀行をいう。)と、同法第三十九条第一項第一号中「(有)価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「(有)価証券等」と「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「(顧客)と、「補足するため」とあるのは「(補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第一号中「(有)価証券売買取引等」とあるのは「(特定預金等契約の締結)と、「(有)価証券等」とあるのは「(特定預金等契約)と、「(追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号

中「(有)価証券売買取引等」とあるのは「(特定預金等契約の締結)と、「(有)価証券等」とあるのは「(特定預金等契約)と、「追加するため」とあるのは「(追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同條第二項中「(有)価証券売買取引等」とあるのは「(特定預金等契約の締結)と、同條第三項中「(原因となるものとして内閣府令で定めるもの)とあるのは「(原因となるもの)と、同法第四十五条第二号中「(第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四)とあるのは「(第三十七条の三(第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)及び第三十七条の四)と、「(締結した)とあるのは「(締結の代理若しくは媒介をした)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(所属外國銀行に係る説明書類等の縦覧)

第五十二条の二の六 外國銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外國銀行及びその所属外國銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社(以下この項において「外國銀行持株会社」という。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外國銀行又は当該外國銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの(第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。)を、當該所属外國銀行のために外國銀行代理業務を営む国内のすべての営業所(無人の営業所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外國銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(外國銀行代理業務の健全化措置)

第五十二条の二の七 外國銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外國銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への

説明その他の当該外國銀行代理銀行が営む外國銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所属外國銀行に関する資料の提出等)

第五十二条の二の八 内閣総理大臣は、外國銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外國銀行代理銀行に対し、その所属外國銀行(当該所属外國銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(所属外國銀行に関する届出等)

第五十二条の二の九 外國銀行代理銀行は、その所属外國銀行(外國銀行代理銀行(外國銀行支店に限る。)が営む外國銀行代理業務に係る所属外國銀行(当該外國銀行支店に係る外國銀行に限る。)を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(当該外國銀行支店のみに係るものを除く。)をしたとき。

四 解散(合併によるものを除く。)をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政处分を含む。)を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 外國銀行代理銀行は、前項(第二号から第六号までに係る部分に限る。)の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、

3 前項の場合において、第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げた方法を定め、又は第五十七条の規定により公告方法として同條第一号に掲げる方法を定めて

いる外國銀行代理銀行は、前項の規定によるものほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(準用)

第五十二条の二の十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五(第四号を除く。)まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外國銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外國銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外國銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四五五年号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外國銀行代理業務」と読み替えは、政令で定める。

銀行代理銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外國銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外國銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四五五年号中「所属銀行の業務」とあるのは、「外國銀行代理業務」と読み替えは、政令で定める。

において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を予定期限日後も届け出なければならない。当該内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ぜることができる。

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の

業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

□ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関して十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であると認めるときは、その必要な限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行主要株主に対する立入検査）

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

て、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができることである。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に対する措置命令)

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準(当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあっては、当該条件を含む。)に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主(銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあっては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雜則

(外国銀行主要株主に対する法律の適用関係)

第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて外国人又は外国法人であるもの（以下この条において「外国銀行主要株主」という。）に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外國銀行主要株主に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 銀行持株会社に係る特例

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になるうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社に

なつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3

特定株式会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定株式会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定株式会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは銀行を行子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第六十二条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の申請者が適当であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 銀行持株会社（外国の法令に準拠して設立されたものを除く。）は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二

監査役会、監査等委員会又は指名委員会等

三

会計監査人

（銀行持株会社の取締役の兼職の制限等）

第五十二条の十九 銀行持株会社の常務に従事す

る取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならぬ。

4 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

3 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。他の会社の常務に従事してはならない。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行持株会社グループの経営の基本方針その他の内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

二 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

3 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

一 心身の故障のため職務を適正に執行するこ

とができない者として内閣府令で定める者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他の政令で定める金融業を行う者をいう。

3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く）、

二 銀行持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整のための策定及びその適正な実施の確保

二 銀行持株会社グループの経営の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

3 第一項の「銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等」

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

二 銀行持株会社の子会社（当該銀行持株会社の子会社等（当該銀行持株会社の子会社（内閣府令で定める会社を除く）その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいわゆる会社（銀行を含む場合に限る）に共通する業務を行うものに限る。次項において同じ。）は、前条第二項の規定にかかるわらず、当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）に共通する業務を行つて、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該銀行持株会社グループの業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わつて行うことができる。

二 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信託供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用の供与等限度額を超えることとなる場合その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二 前項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用の供与等限度額を超過することとなる場合その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二 信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する

び當該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等）
第五十二条の二十八 銀行持株会社は、事業年度
項は、内閣府令で定める。

ことに、内閣府令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中期事業年度に係る貸付をもって、中期事業年度に係る貸

3 2 借主照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

4 3 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができ
る。

銀行機構等は内閣府令で定めると共に、より、その中間事業年度経過後三ヶ月以内に連結貸借対照表等を、年度事業年度経過後三ヶ月以内に連結貸借対照表等を公表しなければならない。ただし、やむを得ない理由により該三

4 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第
月以内にこれらの書類の公告をすることができ
ない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、
当該公告を延期することができる。

五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、中間連絡貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合においては、

5 同項ただし書の規定を準用する。

毎年度(令和3年3月以内に送付)販賣用明表等の内容である情報を、5年間繼續して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合には第三項の規定による公告をしたも

のとみなす。
金融商品取引法第二百四十四条第一項（有価証券報告書を提出する）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行持株会社については、前各項の規定は、適用しない。

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度(ことに、当該銀行持株会社及びその子会社等の)に於ける業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所その他）の内閣府令で定める営業所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行持株会社の子会社である銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したもののみなす。

前三項に定めるもののはか、第一項前段の当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類又は同項後段の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

銀行持株会社は、前各項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）

第五十二条の三十 銀行持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する銀行持株会社の事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内閣府令で定める。

あると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提

出を求めることができる。
内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対し報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする

銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株

会社の子法人等（子会社その他銀行持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第一項及び第五項において同じ。）又は

第二項及び第五項において同じ。に對し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を怠ることをやめる。

(銀行持株会社等に対する立入検査)
第五十二条の三十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が

あると認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に關し質問さ

2 せ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の
物件を検査させることができる。
内閣総理大臣は、第二十五条第一項の規定に
よる銀行に対する入出金、貿易又は食糧と行

による銀行に対する立入り、質問又は検査を行
い、及び前項の規定による当該銀行を子会社と
する銀行持株会社に対する立入り、質問又は検
査を行う場合において、特に必要があると認め

るときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは

当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の三十三 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める)の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

3 (銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取

条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対しても与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項のただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準以上の数の議決権の保有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

4 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社に不つたもの、

二 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(認定銀行持株会社の認定の取消し等)

第五十二条の三十四の二 内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二第七項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講すべき期限を示して、当該基準に適合させるため必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十二条の二第二項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としている特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受

けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五款 雜則

(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の三十五 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に銀行持株会社であった一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業を承継させた銀行持株会社又は当該会社分割により事業を承継した銀行持株会社が、その会社分割後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 銀行持株会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該事業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第五十二条の十八第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について適用する。

第七章の四 銀行代理業

第一节 通則

(許可)

第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

(許可の申請)

第五十二条の三十七 前項第一項の許可を受けようとする者(次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の氏名

三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 所属銀行の商号

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものも含む。)

2 銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

(許可の基準)

第五十二条の三十八 内閣総理大臣は、第五十二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行代理業を遂行するためには、内閣総理大臣で定める基準に適合する財産的基礎を有する者とすること。

二 人の構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するためには、内閣総理大臣で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

4 第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところによるとおり、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（標識の掲示等）

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

第二節 業務

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことができない。

3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときは、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

（分別管理）

第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二条第十四項各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（顧客に対する説明等）

第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、

い。次に掲げる事項を明らかにしなければならぬ。

二 所属銀行の商号
二 第二条第十四項各号に規定する契約の締結
を代理するか、又は媒介するかの別
三 その他内閣府令で定める事項

第五十二条の四十五の二

まで、(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行つてゐる者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資運用業は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項(第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三(第二項第一号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の六(第一項、第二項、第四項)、第三十九条第三項(書面等による解除)、第三十七条の七(指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項(書類等の交付)、第六項及び第七項(損失補填等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の七まで(最良執行方針等、分別管理が確保されない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われる場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。)(通則)の規定は、銀行代理業者が行う銀行代理業に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」である。(「金融商品取引契約」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)

二項中二有価証券に

（特定銀行代理業者の休日及び営業時間）

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者（特定銀行代理行為（内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条第一項において同じ。）を行ふ銀行代理業者をいふ。次項及び同条において同じ。）の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。
（臨時休業等）

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行ふ営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合には、同項の規定による掲示及び閲覧に供する措置は、することを要しない。

（所属銀行の廃業等）

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条第一項の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるど

「買取引等」とあるのは「特記一七、同条第三項中「原因

第四節 監督

ころにより、一月を下らない期間、当該所屬銀行に係る銀行代理業を営む全ての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内の内閣府令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第五十二条の四十九 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のため銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(銀行代理業者による報告又は資料の提出)

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとすることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(廃業等の届出)
(業務改善命令等)

いづれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき、若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき、その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人。

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき、その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十九の二第一項において同じ。)の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限り、受けたとき、当該登録又は変更登録を受けた者)

2 その清算人

三 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなかつたとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分の許可を受けたことが判明したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

六 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

一 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる。

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

第五十二条の五十六 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対する監督上の処分(第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる)を命ずることができる。

第五十二条の五十七 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対する不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を取

り、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするに付けて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の防止に努めたとき。

二 当該銀行代理業再受託者は、銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の防止に努めたとき。

三 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対する不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を取

り、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分の許可を受けたときは、当該役員の解任を命ずることができる。

五 公益を害する行為をしたとき。

六 第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。

一 第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 所属銀行がなくなつたとき。

三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたを除く)。

4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再受託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再受託者から銀行代理業再受託者に対する求償権の行使を妨げない。

5 第一項の規定は、民法第七百二十四条(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)及び第七百二十四条の二(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

(銀行代理業者に対する指導等)

第五十二条の五十八 所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に關し、内閣府令で定めることにより、銀行代理業に係る業務の指導その他健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 銀行代理業再受託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ。)は、銀行代理業再受託者(銀行代理業再受託者の再委託を受けて銀行代理業を営む銀行代理業者をいう。以下同じ。)が営む銀行代理業に關し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対する原簿を、当該所属銀行の営業所を講じなければならない。

(所屬銀行等の賠償責任)

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(業務改善命令等)

（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。）に備え置かなければならない。
預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に對して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節 雜則

第五十二条の六十の二 第五十二条の三十六第一項の規定にかかるわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を當むことができる。

2
3 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第三十三条の二、第二十四条、第二十一条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の五条、第三十六条第一項及び第三項、第五十二条の三十九（銀行が銀行代理業を営む場合においては、第五项を除く。）から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九条及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

い。
3 銀行等は、銀行代理業を営むとするときには、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第五十二条の六十の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。
(登録の申請)

第七章の五 電子決済等取扱業 第一節 通則

において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四 役員(外国電子決済等取扱業者につては、外國の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十の八第三項及び第五十二条の六十の二十三第三項において同じ。)の氏名

五 委託銀行の商号

六 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法

七 その他内閣府令で定める事項

八 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十の六第一項各号(第四号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登記款及び登記事項証明書(これらに準ずるものと含む。)

三 その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十の五 内閣総理大臣は、第五十二条の六十の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅延なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)

第五十二条の六十の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済等取扱業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの

三 外国電子決済等取扱業者（国内に住所を有するものににおける代表者（国内に住所を有するものに限る。）を定めていない法人）

四 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するためには必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

五 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

六 他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

七 次に掲げる处分を受け、その处分の日から五年を経過しない法人

八 第五十二条の五十六第一項の規定による水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十条第一項（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第二項の許可の取消し

九 第五十二条の三第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

一〇 第五十二条の三第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

一一 第五十二条の三第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

一二 第五十二条の三第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

ト 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五第一項の規定による同法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

(農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十五条の二第三項の規定による第五十二条の六十の三の登録の取消し

又 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項(信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第六条の四の三第一項(信用協同組合電子決済等取扱業の登録)の登録の取消し

ル 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三第一項(登録)の登録の取消し

ヲ この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているイからルまでの許可又は登録と同種類の許可又は登録(当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。)の取消し

この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人他に営む業務が公益に反すると認められる法人

九 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者として内閣府令で定める者

禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑

の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるものの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

第三節 監督

（電子決済等取扱業に関する帳簿書類）

第五十二条の六十の十八 電子決済等取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
 （電子決済等取扱業に関する報告書）
第五十二条の六十九の十九 電子決済等取扱業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
 （報告又は資料の提出）

第五十二条の六十の二十 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に關して取引する者又は電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該電子決済等取扱業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の業務に関する取引する者又は電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に對し、当該電子決済等取扱業者の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

4 電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の三の登録を受けたときは、内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該職員に当該電子決済等取扱業者の営業所その他の施設に立ち入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等取扱業の業務に関する取引する者若しくは電子決済等取扱業の業務に關して取引する者若しくは電子決済等取扱業の業務から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入り、電子決済等取扱業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に關して取引する者又は電子決済等取扱業の業務に關する質問及び検査について準用する。

（業務改善命令）

第五十二条の六十の二十二 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全か

ため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に關して取引する者又は当該電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条の六十の二十三 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済等取扱業者に対し、第五十二条の六十の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済等取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他電子決済等取扱業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業

務の実施の方法を定めていること。

一 電子決済等取扱業者の業務（以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。）に含む旨の定款があること。

二 会員が電子決済等取扱業の業務を行ふものとす

べりに資することを目的とすること。

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知

識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業

務の実施の方法を定めていること。

一 会員が電子決済等取扱業を當むに当たり、

この法律その他の法令の規定及び第三号の規

則を遵守させるための会員に対する指導、勧

告その他の業務

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

四 会員の営む電子決済等取扱業の適正化並び

にその取り扱う情報の適正な取扱い及び安

全管理のために必要な規則の制定

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

五 会員の営む電子決済等取扱業の顧客の利益を保護する規則の遵守の状況の調査

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

六 会員の営む電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

七 会員の営む電子決済等取扱業の顧客に対する広報

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

八 前各号に掲げるもののほか、電子決済等取扱業の健全な発展及び電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務
(会員名簿の縦覧等)

第五十二条の六十の二十七 認定電子決済等取扱事業者協会でない者(信金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の規定による認定を受ける者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定電子決済等取扱事業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。
(顧客の保護に資する情報の提供)

第五十二条の六十の二十八 認定電子決済等取扱事業者協会は、第五十二条の六十の三十五の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情報について、電子決済等取扱業の顧客に提供できることにしなければならない。

4 会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がないのに、これを拒んではならない。
認定電子決済等取扱事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第五十二条の六十の三十一 認定電子決済等取扱事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(秘密保持義務等)

第五十二条の六十の三十二 認定電子決済等取扱事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務(当該認定電子決済等取扱事業者協会が信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。
(定款の必要的記載事項)

第五十二条の六十の三十三 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第十一条第一項各号(定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び第五十二条の六十の二十五第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等取扱事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十の二十六第三号の規則に違反した会員に制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならぬ。

第五十二条の六十の三十四 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供)

第五十二条の六十の三十五 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等取扱事業者協会が認定業務を適正に行うたために必要な限度において、電子決済等取扱業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節 雜則

第五十二条の六十の三十六 電子決済等取扱業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
(廃止の届出等)

一 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したとき。
二 当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等(破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、再手続開始の申立て等)、当該電子決済等取扱業者について特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)を行われたとき。

3 会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(電子公告の公告期間等)の規定は、電子決済等取扱業者(外国電子決済等取扱業者を除く。)が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的説明は、政令で定める。

4 会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(電子公告の公告期間等、第九百四十四条(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十五条第二項(財務諸表等の備置き及び

中央金庫電子決済等代行業（）の規定による
同法第九十五条の二第二項に規定する
農林中央金庫電子決済等代行業の廃止
の命令

（10）株式会商工組合中央金庫法第六十条
の三十二第四項（電子決済等代行業者に
よる商工組合中央金庫電子決済等代行
業）の規定による同法第六十条の二第一
項（定義）に規定する商工組合中央金庫
電子決済等代行業の廃止の命令

この法律、農業協同組合法、水産業協
同組合法、協同組合による金融事業に關
する法律、農業協同組合法、水産業協
同組合法、協同組合による金融事業に關
する法律、信用金庫法、労働金庫法、金
融サービスの提供及び利用環境の整備等
に関する法律、農林中央金庫法又は株式
会商工組合中央金庫法に相当する外国
の法令の規定による（1）から（9）ま
での業務と同種類の業務の廃止の命令
この法律、農業協同組合法、水産業協
同組合法、協同組合による金融事業に關
する法律、信用金庫法、労働金庫法、金
融サービスの提供及び利用環境の整備等
に関する法律、農林中央金庫法又は株式
会商工組合中央金庫法に相当する外国
の法令の規定による（1）から（9）ま
での業務と同種類の業務の廃止の命令
この法律、農業協同組合法、水産業協
同組合法、協同組合による金融事業に關
する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サ
ービスの提供及び利用環境の整備等に關する
法律、農林中央金庫法、株式会商工組合
中央金庫法その他政令で定める法律又はこ
れらに相当する外国の法令の規定に違反
し、罰金の刑（これに相当する外国の法令
による刑を含む。）に処せられ、その刑の
執行を終わり、又はその刑の執行を受ける
ことがなくなった日から五年を経過しな
い者

（2）役員のうちに次のいずれかに該当する
者のうちの次の一いずれかに該当する者
（3）禁錮以上の刑（これに相当する外国の
法令による刑を含む。）に処せられ、そ
の刑の執行を終わり、又はその刑の執行

同法第九十五条の五の二第二項に規定す
る農林中央金庫電子決済等代行業の廃止
の命令

(9)

を受けることがなくなつた日から五年を
経過しない者

（4）法人が前号ハ（1）から（9）までに
掲げる処分を受けた場合において、その
處分の日前三十日以内にその法人の役員
であつた者で、その處分の日から五年を
経過しない者

（5）法人が前号ニ（1）から（10）まで
に掲げる命令を受けた場合において、そ
の命令の日前三十日以内にその法人の役
員であつた者で、その命令の日から五年
を経過しない者

（6）前号ハからホまでのいずれかに該當す
る者

（7）個人である場合においては、次のいずれか
に該当する者

イ　　外国に住所を有する個人であつて日本に
おける代理人を定めていない者

ロ　　心身の故障により電子決済等代行業を適
正に行うことができない者として内閣府令
で定める者

ハ　　前号ロ（2）から（5）までのいずれか
に該当する者

（変更の届出）

第五十二条の六十一の六

電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げ

る事項について変更があつたときは、内閣府令
で定める場合を除き、内閣府令で定めるところ
により、その日から三十日以内に、その旨を内
閣総理大臣に届け出なければならない。

（1）心身の故障のため電子決済等代行業に
係る職務を適正に執行することができな
い者として内閣府令で定める者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得
ない者又は外国の法令上これに相当す
る者

（3）禁錮以上の刑（これに相当する外国の
法令による刑を含む。）に処せられ、そ
の刑の執行を終わり、又はその刑の執行

（廃業等の届出）

第五十二条の六十一の七　電子決済等代行業者が
次の方のいずれかに該当することとなつたと
い。

きは、当該各号に定める者は、その日から三十
日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なけ
ればならない。

一　　電子決済等代行業を廃止したとき、又は会
社分割により電子決済等代行業の全部の承継
をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の
全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行
業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡
をした個人又は法人

二　　電子決済等代行業である個人が死亡した
とき、その相続人

三　　電子決済等代行業である法人が合併によ
り消滅したとき、その法人を代表する役員で
あつた者

四　　電子決済等代行業である法人が破産手続
開始の決定により解散したとき、その破産管
財人

五　　電子決済等代行業である法人が合併及び
破産手続開始の決定以外の理由により解散し
たとき、その清算人

六　　電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに
該当することとなつたときは、当該電子決済等代行
業者の登録は、その効力を失う。

第二節 業務

（利用者に対する説明等）

第五十二条の六十一の八　電子決済等代行業者
は、第二条第二十一項各号に掲げる行為（同項
に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行
うときは、内閣府令で定める場合を除き、あ
らかじめ、内閣府令で定めるところにより、利
用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなけ
ればならない。

一　　電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名
及び住所

二　　電子決済等代行業者の権限に関する事項

三　　電子決済等代行業者の損害賠償に関する事
項又は相談に応ずる営業所又は事務所の連
絡先

四　　電子決済等代行業に関する利用者からの苦
情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連
絡先

五　　その他内閣府令で定める事項

（銀行による基準の作成等）

業務を第三者に委託する場合における当該業務
の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確
保するための措置を講じなければならない。

第五十二条の六十一の九

削除

（銀行との契約締結義務等）

電子決済等代行業者は、第二条第二十一項各号に掲げる行為（同項
に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行
う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、
従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を當ま
なければならぬ。

（前項の契約には、次に掲げる事項を定めな
ければならない。）

一　　電子決済等代行業の業務（当該銀行に係る
ものに限る。次号において同じ。）に関する当該損害
利用者に損害が生じた場合における当該損害
についての当該銀行と当該電子決済等代行業
者との賠償責任の分担に関する事項

二　　当該電子決済等代行業者が電子決済等代行
業の業務に関して取得した利用者に関する情
報の適正な取扱い及び安全管理のために行う
措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措
置を行わない場合に当該銀行が行うことがで
きる措置に関する事項

三　　その他電子決済等代行業の業務の適正を確
保するために必要なものとして内閣府令で定
められた事項

（銀行による基準の作成等）

一　　銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契
約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内
容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で
定めるところにより、インターネットの利用そ
の他の方法により公表しなければならない。

二　　銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行
業者の契約を締結するに当たつて電子決済等代行
業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定
めるところにより、インターネットの利用そ
の他の方法により公表しなければならない。

三　　前項の求めた事項には、前条第一項の契約の
相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等
代行業の業務に関して取得する利用者に関する
情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う
べき措置その他の内閣府令で定める事項が含ま
れるものとする。

四　　銀行は、前条第一項の契約を締結するに当た
つて、第一項の基準を満たす電子決済等代行业
業と銀行が営む業務との誤認を防止す
るための情報の利用者への提供、電子決済等代
行業に関する取得した利用者に関する情報の適
正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の
べき措置その他の内閣府令で定める事項が含ま
れるものとする。

者に対する不當な差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節 監督

(電子決済等代行業に関する帳簿書類)

第五十二条の六十一の十二 電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(電子決済等代行業に関する報告書)

第五十二条の六十一の十三 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第五十二条の六十一の十四 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

3 電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めることは、正当な理由があるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることがある。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は電子決済等代行業から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(登録の取消し等)

第五十二条の六十一の十七 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十二条の六十一の十五 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めることは、正当な理由があるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることがある。

3 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は電子決済等代行業から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(登録の取消し等)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務について、取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 前条第一項又は第二項の規定により第五十条の登録を抹消しなければならない。

7 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

8 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録がその効力を失つたとき。

9 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

10 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

11 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

12 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

13 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

14 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

15 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

16 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

17 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

18 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

19 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

20 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

21 前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の登録を取り消したとき。

き、又は電子決済等代行業の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その実態を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業から申出がないときは、当該電子決済等代行業の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

5 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

6 前号の苦情の処理

7 電子決済等代行業の利用者に対する広報

8 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

9 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

10 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

11 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

12 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

13 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

14 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

15 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

16 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

17 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

18 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

19 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

20 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

二 会員の営む電子決済等代行業に関する契約の内容の適正化その他電子決済等代行业的利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱い情報の適正な取扱い及び安全管理のため必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 電子決済等代行业的利用者の保護に資するため必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の営む電子決済等代行业に關する利用者からの苦情の処理

七 行業の健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

八 前号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

九 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十一 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十二 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十三 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十四 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十五 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十六 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十七 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十八 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

十九 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

二十 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

二十一 電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務

ら会員の営む電子決済等代行業に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めることは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、認定電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 認定電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(認定電子決済等代行事業者協会への報告等)

第五十一条の六十一の二十四 会員は、電子決済等代行業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第五十二条の六十一の二十五 認定電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職位にあつた者（次項において「役員等」といいう。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 認定電子決済等代行事業者協会の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する業務を委託する（他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第五十二条の六十一の二十六

(定款の必要的記載事項)

するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

二 第五十二条の八十四第一項の規定により
この項の規定による指定を取り消された場

2 ら会員の営む電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

認定電子決済等代行事業者協会は、前項の申

第五十二条の六十一の二十六 一般社団法人及び
一般財團法人に関する法律第十一條第一項各号は
(定款の記載又は記録事項)に掲げる事項及び
第五十二条の六十一の十九第二号に規定する定
款の定めのほか、認定電子決済等代行事業者協
会は、その定款において、この法律若しくはこ
の法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処
分又は第五十二条の六十一の二十第三号の規則
に違反した会員に対し、定款で定める会員の権
利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨
を定めなければならぬ。

第五十二条の六十一の三十 電子決済
が外国法人又は外国に住所を有する
場合におけるこの法律の規定の適用
の技術的読替えその他当該外国法人
に対するこの法律の規定の適用に關し
は、政令で定める。

第五節 雜則

第五十二条の六十一の三十 電子決済等代行業者
が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当つての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章の七 指定紛争解決機関

第一節 通則

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第五十二条の六十二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。
一 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。
二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたがなくなつた日から五年を経過しなかつた日から五年を経過しないものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

二 第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

本 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行業関係業者の数の銀行業関係業者の総数に占め

る割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、銀行業關係者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五项各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（指定の申請）

第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

二 商号又は名称

三 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

四 役員の氏名又は商号若しくは名称

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有するもの

ることを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの

六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの

七 その他内閣府令で定める書類

八 借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（業務規程）

第五十二条の六十七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の締結に関する事項

二 紛争解決等業務の実施に関する事項

三 紛争解決等業務に要する費用について加入銀行業關係者が負担する負担金に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入銀行業關係者が負担する負担金に関する事項

五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

九 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 指定紛争解決機関は、加入銀行業關係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行業關係業者の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行業關係業者にこれらの中止に応じるよう求めることができ、当該加入銀行業關係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行業關係業者に對し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該

十 加入銀行業關係業者は、その顧客に對し定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務等関連苦情の処理又は銀行業務等関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

十二 前各号に掲げるもののほか、銀行業務等

十三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、銀行業關係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行業關係業者が手續実施基本

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができるこ

と。

六 加入銀行業關係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業關係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 前二号に規定する場合のほか、加入銀行業關係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

九 加入銀行業關係業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合は、その訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入銀行業關係業者は、その顧客に對し定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他他の措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務等

十二 前各号に掲げるもののほか、銀行業務等

十三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に関する業務規程は、銀行業關係業者から手續実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行業關係業者が手續実施基本

十四 受託紛争解決機関又は他の法律の規定による指定紛争解決機関又は他の報酬を受けることができる。又は料金その他の報酬を受けることができる。（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

十五 第五十二条の六十六 指定紛争解決機関は、他の指定期定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定紛争解決手続に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対しても、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

十六 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

十七 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができない。

三　一　少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならぬ。

二　弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

三　紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四　消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

五　当該日立後（司法書士法第二条第一項第七号）

又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案を提示するところをいう。）をすることができる。

紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行業関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定す

れ、又は第五十二条の六十二第一項の規定により指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消の口に紛争解決手続が実施されていた銀行業務等間に紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等間紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第五十二条の七十五 銀行業務等間連紛争について当該銀行業務等間連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいづれかに揚げる事由、かつ、当該銀行業務等間連紛争の

閣総理大臣に届け出なければならない。
内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出)

第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次
各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行業関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

二 その他内閣府令で定めるとき。

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士について同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者に従事した各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

る紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

訴訟の当事者がおり、かつては、當該銀行業者等が、紛争の当事者は、四ヶ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一、当該銀行業務等関連紛争について、当該銀行業務等関連紛争の当事者間において、紛争解決手続が実施されて、あること。

（業務に関する報告書の提出）
第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
前項の報告書に関する記載事項、提出期日そ

指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行業関係業者の顧客が当該銀行業務等関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的みだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、分争解決手続を実施（以下「分争

し、保存しなければならない。

一 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

二 前号の場合のほか、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務等関連紛争の解決を図る旨の合意があること。
裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。
(加入銀行関係業者の名簿の継続)

(報告微収及び立入検査)
の他必要な事項は、内閣府令で定める。
第五十五条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りらせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ

は、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知す

(時効の完成猶予)
第五十二条の七十四 紛争解決手続によつては銀
行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する
見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該
紛争解決手続を終了した場合において、当該紛
争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連
紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から二
ヶ月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求
について訴え提起したときは、時効の完成猶予
予に關しては、当該紛争解決手続における請求

（名称の使用制限）
第五十二条の七十七 指定紛争解決機関でない老練の者（金融商品取引法第二百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。
第三節 連絡
第三章 第二節 金銭の支取
第三節 監督

的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行業関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に閑じ参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させること

るものとする。紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、

2 の時に 認めの提起があつたものとみなす。
指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が
第五十二条の八十三第一項の規定により認可さ

第五十二条の七十八 指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項第二号から第四号までに

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求
に立入り検査する。

があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争

解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争

解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するた

め必要があると認めるときは、その必要的限度

において、当該指定紛争解決機関に対して、そ

の業務の運営の改善に必要な措置を命ずること

ができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各

号のいずれかに該当する場合において、前項の

規定による命令をしようとするときは、あらか

じめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七

号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に

係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつて

は、第五十二条の六十七第四項各号及び第五

号各号に掲げる基準に係るものに限る。以下

この号において同じ)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十九又は第五十二条の七

号の規定に違反した場合(その違反行為が

紛争解決手続の業務の休廃止)

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受けなければならぬ。

2 指定紛争解決機関が、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く)をし、又は

規定による休止をした場合には、直ちにその旨を、理由の休止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内

に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の

法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛

争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛

争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解

決を図る手続を含む。次条第三項において同

じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行業関係業者及び他の指定紛争解決

機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止を

した当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争

解決機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、第五十二条の六十二第一項の規定による指

定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、

その業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる。

一 第五十二条の六十二第一項第二号から第七

号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十二条の六十二第一

項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したと

き。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各

号のいずれかに該当する場合において、前項の

規定による処分又は命令をしようとするとき

は、あらかじめ、法務大臣に協議しなければな

らない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七

号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に

係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつて

は、第五十二条の六十七第四項各号及び第五

十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

第一項の規定により第五十二条の六十二第一

項の規定による指定を受けたとき、又は当該

子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない

子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

三 第五十二条の二十三第一項第十号から第

三号までに掲げる会社(同条第三項の規定によ

り子会社とする合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 資本金の額を増加しようとするとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を

実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議

決権が同一の株主により取得され、又は保有さ

れることとなつたとき。

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金

融危機管理に係るものについては、内閣府

令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき、又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき(第五号の場合を除く。)。

三 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)。

四 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)。

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となつた会社その他の法人を設立する場合に限る)又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)。

六 その他の内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 その他の内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 その他の内閣府令(金融破綻処理制度及び金

融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

九 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

十 その子会社とする合併、会社分割又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

十一 第五十二条の二十三第一項第十号から第

三号までに掲げる会社(同条第三項の規定によ

り子会社とする合併、会社分割又は事業の譲受けをしなければならないとされるものを除く。)を子

会社としようとするとき(第五十二条の三十

第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしなければならないとされるものを除く。)又は子

会社としようとするとき(第五十二条の三十

第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、会社分割又は事業の譲受けをしなければならないとされるものを除く。)

十二 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十一条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

十三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十一条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

十四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十一条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

十五 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十一条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

十六 その子会社が子会社でなくなつたとき(第

三十一条第二項又は第三項の規定による認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。)又は子会社が当該子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき(第五号の場合を除く。)

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を

内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき、又は当該認可に係る銀

行主要株主として設立されたとき。

該当しない持株特定子会社が当該特例子会社対象会社に
七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。)。

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)。

六 資本金の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。)を受けた事項を実行したとき。

八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の議決権について準用する。

(認可等の条件)

第五十四条 内閣総理大臣は、この法律の規定による認可、承認又は認定(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又是認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限のものでなければならぬ。

(認可の失効)

第五十五条 銀行、銀行主要株主(第五十二条の第九項の認可のうち設立に係るものを受けた

者を含む。) 又は銀行持株会社(第五十二条の九
十七第一項の認可を受けた者を含む。) がこの
法律の規定による認可を受けた日から六月以内
に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは
は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得
ない理由がある場合において、あらかじめ内閣
総理大臣の承認を受けたときは、この限りで
ない。

前項に規定するもののほか、第五十二条の九
第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項
において「主要株主認可」という。)について
は、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀
行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者
でなくなったときは、当該主要株主認可に係る
銀行を子会社とすることについて第五十二条の
十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第
五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし
書の認可を受けたときは、当該主要株主認可
は、効力を失う。

(内閣総理大臣の告示)

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣
は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二十六条第一項又は第二十七条の規定に
より銀行の業務の全部又は一部の停止を命じ
たとき。

二 第二十七条又は第二十八条の規定により第
四条第一項の免許を取り消したとき。

三 銀行が第四十一条第四号の規定に該当して
第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

四 第五十条の規定により外国銀行に対する第
四条第一項の免許が効力を失つたとき。

五 第五十二条の十五第一項の規定により第五
十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可
を取り消したとき。

六 第五十二条の三十四第一項の規定により第
五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の
認可を取り消したとき。

七 第五十二条の三十四第一項の規定により銀
行持株会社の子会社である銀行の業務の全部
又は一部の停止を命じたとき。

八 第五十二条の三十四第四項の規定により銀
行の業務の全部又は一部の停止を命じたと
き。

九 前条の規定により第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

十 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。

十一 第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業者の銀行代理業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

十三 第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五 第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六 第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八 第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九 第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効力を失つたとき。

二十 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

二十一 第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

二十二 第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

二十三 第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

二十四 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

二十五 第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
二十六 第五十二条の八十四第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消したとき。

(銀行等の公告方法)

第五十七条 銀行又は銀行持株会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

(電子公告による公告をする期間等)

第五十七条の二 銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第十六条第一項前段の規定による公告 銀行為臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 第十六条第一項後段の規定による公告 銀行為臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

四 第二十条第四項又は第五十二条の二十八第三項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一年を経過する日

会社法第九百四十四条第三項(電子公告の公告期間等)の規定は、銀行又は銀行持株会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(電子公告調査の規定の適用)

第五十七条の三 銀行又は銀行持株会社に対する会社法第九百四十四条(電子公告調査)の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

条の五十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十九若しくは第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

の二 第二十条第四項 第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、これらの規定により公告をせず、若しくは第二十条第六項若しくは第五十二条の二十八第五項の規定に違反して、これらの規定に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

の三 第二十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十二条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、第二十二条第四項、第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第九項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法

法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。
二 第二十四条第一項（第四十三条第三項）

て準用する場合を含む) 第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の六十の二十

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。
十五 第五十四条第一項の規定により寸した条件

第二回第一項の規定に付する（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による限り。）

書の規定による認可は係るものは限る）は違反したとき。

場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処する。又は

の徳役者しくは百万円以下の罰金は申し又にこれを併科する。

一 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分

に限り、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)の規定の違反があつた場合

において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に冒

業者を含む)の利益を図り 又は雇客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二 第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において

いて、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者）に含む。」の利益を図り、又は顧

等取扱業者を含む)の利益を図り 又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした

四 第五十二条の六十四第一項の規定に違反し
とき。

て、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

第六十三条の二の一 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に基づきてときは、当該基準

九条第二項の規定は違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収するこ

とができないときは、その価額を追徴する。

金融商品取引法第一百九条の一（混和した財産の没収等）及び第一百九条の三第二項（没収

の要件等)の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二

百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項

又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第一百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十三条の二の四 第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をして書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項の提供をしたとき。

五 第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれららの規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十三条の二の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の六十の人第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業を営んだとき。

二 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

三 第五十二条の八十三条第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第五十二条の二の七 第五十二条の八十三条第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第五十二条の二の九 第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等)をう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

六 第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二条の六十の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第五十二条の四十第一項(第五十二条の二十において準用する場合を含む。)又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

八 第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

九 第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十の二十一第三項の規定に違反したとき。

十 第五十二条の四十第三項(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反したとき。

十一 第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

十二 第五十二条の六十の二十一第三項又は第五十二条の六十の二十一第三項の規定に違反したとき。

十三 第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

十四 第五十二条の四十第三項(第五十二条の二の十において準用する場合を含む。)又は第五十二条の六十の九第一項の規定に違反したとき。

十五 第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十の二十一第三項の規定に違反したとき。

第六十四条 法人(法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十二条第四号又は第六十二条(第三号を除く。)三億円以下の罰金刑

二 第六十二条の二(第二号を除く。)第六十条第一号から第四号まで、第七号、第八号

三 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二一億円以下の罰金刑

四 第六十二条(第四号を除く。)第六十二条の二、第六十二条第三号、第六十二条の二第六号

五 第六十三条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条、第五十二条第二項、第五十二条の二の九、第五十二条の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第六項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

六 第六十二条の二第二項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第十一条の四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又は第五十二条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第十一条の四第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

七 第六十二条の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで子会社対象銀行等を子会社としたとき(同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき若しくは同項第十五

して、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会の会員又は認定電子決済等代行業者協会の会員と認定されるおそれのある文字を使用したとき。

八 第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせざり、又は虚偽の通知をしたとき。

十 第五十二条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十一 第七条第一項又は第五十二条の二十一第二項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十二 第十二条又は第五十二条の二十一第二項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十三 第十二条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十四 第十二条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十五 第十二条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

十六 第十六条の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで子会社対象銀行等を子会社としたとき(同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき若しくは同項第十五

施行日前にした合併の決議に係る誓約について
は、なお従前の例による。

(営業等の譲渡又は譲受けに伴う手続に関する経過措置)

第十四条 新法第三十四条及び第三十五条の規定

は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る公告及び催告並びに債権者の異議について適用する。

新法第三十六条の規定は、施行日以後にされる株主総会又は取締役会の決議に係る営業の譲渡について適用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五条 新法第三十八条の規定は、施行日以後に新法第三十七条第一項の規定による認可を受ける場合について適用し、施行日前に旧法第二十五条の規定による認可を受けた場合については、なお従前の例による。(免許の取消しによる解散等に関する経過措置)

第十六条 附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の免許を受けた銀行に係る主務大臣の免許の取消しは、新法第二十七条又は第二十八条の規定によるとみなして、新法第四十条、第四十二条及び第五十六条第二号の規定を適用する。

(免許の失効に関する経過措置)

第十七条 新法第四十一条第四号の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法第四条第一項の内閣総理大臣の免許について適用し、施行日前に旧法の免許を受けた銀行に係る旧法第二条の主務大臣の免許については、なお従前の例による。(他業会社への転移等に関する経過措置)

(他業会社への転移等に関する経過措置)

第十八条 新法第四十三条の規定は、施行日以後に銀行が新法第四十一条第一号の規定に該当して新法第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合及び施行日以後に銀行等以外の会社が合併により銀行の預金又は定期積金の債務を承継した場合について適用し、施行日の前において旧法第二十六条の規定の適用を受けている会社に対する主務大臣の監督については、なお従前の例による。(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措置)

(清算人の任免及び清算の監督に関する経過措置)

第十九条 新法第四十四条及び第四十五条の規定は、施行日以後に銀行が解散した場合について適用し、施行日前に開始された清算に係る旧法第二十七条第二項及び第二十八条並びに第二十

九条に規定する清算人の解任及び選任並びに監督については、なお従前の例による。(清算手続等における内閣総理大臣の意見等に関する経過措置)

第二十条 新法第四十六条の規定は、施行日以後に開始される銀行(銀行が解散した場合における当該銀行であつた会社を含む。)の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続について適用し、施行日前に開始された旧法第三十条及び第三十一条に規定する清算、破産又は強制和議については、なお従前の例による。(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項の規定により旧法第二条の主務大臣の免許を受けている者は、この法律の施行の際に新法第四十七条第一項の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

前項の規定により新法第四条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものは、施行日から起算して三月以内に当該免許に係る外国銀行支店の代表者の氏名を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(外国銀行支店の資料の提出等に関する経過措置)

第二十二条 新法第四十八条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る同項に規定する資料の提出について適用する。(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)

(他業会社への転移等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に新法第五十二条第一項の施設を設置している外国銀行は、施行日から起算して三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。(認可の失効に関する経過措置)

(認可の失効に関する経過措置)

第二十四条 新法第五十五条の規定は、施行日以後に銀行が受けた新法の規定による認可について適用し、旧法の免許を受けた銀行が施行日前に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定に受けた新法に相当の規定のある旧法の規定によると認められる認可については、なお従前の例による。(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第二十五条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分

又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。(罰則に関する経過措置)

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る経過措置の政令による。

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にして行った行為その他の处分又は申請その他の手続とみなす。(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で適用については、なお従前の例による。

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

第二十八条 (政令への委任)

第二十九条 附則第八号抄

第三十条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十二条 附則(昭和五六年六月九日法律第七五号)抄

第三十三条 附則(昭和六三年五月三一日法律第七七号)抄

第三十四条 附則(昭和六四年六月二六日法律第八七号)抄

第三十五条 附則(昭和六五年二月二日法律第七八号)抄

第三十六条 附則(昭和六六年二月二日法律第七九号)抄

第三十七条 附則(昭和六七年二月二日法律第七一號)抄

第三十八条 附則(昭和六八年二月二日法律第七二號)抄

第三十九条 附則(昭和六九年二月二日法律第七三號)抄

第四十条 附則(昭和七〇年二月二日法律第七四號)抄

第四十一条 附則(昭和七一年二月二日法律第七五號)抄

第四十二条 附則(昭和七二年二月二日法律第七六號)抄

第四十三条 附則(昭和七三年二月二日法律第七七號)抄

第四十四条 附則(昭和七四年二月二日法律第七八號)抄

第四十五条 附則(昭和七五年二月二日法律第七九號)抄

第四十六条 附則(昭和七六年二月二日法律第八〇號)抄

第四十七条 附則(昭和七七年二月二日法律第八一號)抄

第四十八条 附則(昭和七八年二月二日法律第八二號)抄

第四十九条 附則(昭和七九年二月二日法律第八三號)抄

第五十条 附則(昭和七〇年二月二日法律第八四號)抄

第五十一条 附則(昭和七一年二月二日法律第八五號)抄

第五十二条 附則(昭和七二年二月二日法律第八六號)抄

第五十三条 附則(昭和七三年二月二日法律第八七號)抄

第五十四条 附則(昭和七四年二月二日法律第八八號)抄

第五十五条 附則(昭和七五年二月二日法律第八九號)抄

第五十六条 附則(昭和七六年二月二日法律第九〇號)抄

第五十七条 附則(昭和七七年二月二日法律第九一號)抄

第五十八条 附則(昭和七八年二月二日法律第九二號)抄

第五十九条 附則(昭和七九年二月二日法律第九三號)抄

第六十条 附則(昭和七〇年二月二日法律第九四號)抄

第六十一条 附則(昭和七一年二月二日法律第九五號)抄

第六十二条 附則(昭和七二年二月二日法律第九六號)抄

第六十三条 附則(昭和七三年二月二日法律第九七號)抄

第六十四条 附則(昭和七四年二月二日法律第九八號)抄

第六十五条 附則(昭和七五年二月二日法律第九九號)抄

第六十六条 附則(昭和七六年二月二日法律第一百〇〇號)抄

第六十七条 附則(昭和七七年二月二日法律第一百〇一號)抄

第六十八条 附則(昭和七八年二月二日法律第一百〇二號)抄

第六十九条 附則(昭和七九年二月二日法律第一百〇三號)抄

第七十条 附則(昭和七〇年二月二日法律第一百〇四號)抄

第七十一条 附則(昭和七一年二月二日法律第一百〇五號)抄

第七十二条 附則(昭和七二年二月二日法律第一百〇六號)抄

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る経過措置の政令による。

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で適用については、なお従前の例による。

第四十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にして行った行為その他の处分又は申請その他の手続とみなす。

第四十五条 附則(昭和六三年五月三一日法律第七七号)抄

第四十六条 附則(昭和六四年六月二六日法律第八七号)抄

第四十七条 附則(昭和六五年二月二日法律第七九号)抄

第四十八条 附則(昭和六六年二月二日法律第八一号)抄

第四十九条 附則(昭和六七年二月二日法律第八二号)抄

第五十条 附則(昭和六八年二月二日法律第八三号)抄

第五十一条 附則(昭和六九年二月二日法律第八四号)抄

第五十二条 附則(昭和七〇年二月二日法律第八五号)抄

第五十三条 附則(昭和七一年二月二日法律第八六号)抄

第五十四条 附則(昭和七二年二月二日法律第八七号)抄

第五十五条 附則(昭和七三年二月二日法律第八八号)抄

第五十六条 附則(昭和七四年二月二日法律第八九号)抄

第五十七条 附則(昭和七五年二月二日法律第九〇号)抄

第五十八条 附則(昭和七六年二月二日法律第九一号)抄

第五十九条 附則(昭和七七年二月二日法律第九二号)抄

第六十条 附則(昭和七八年二月二日法律第九三号)抄

第六十一条 附則(昭和七九年二月二日法律第九四号)抄

第六十二 附則(昭和七〇年二月二日法律第九五号)抄

第六十三 附則(昭和七一年二月二日法律第九六号)抄

第六十四 附則(昭和七二年二月二日法律第九七号)抄

第六十五 附則(昭和七三年二月二日法律第九八号)抄

第六十六 附則(昭和七四年二月二日法律第九九号)抄

第六十七 附則(昭和七五年二月二日法律第一百〇〇号)抄

第六十八 附則(昭和七六年二月二日法律第一百〇一号)抄

第六十九 附則(昭和七七年二月二日法律第一百〇二号)抄

第七十 附則(昭和七八年二月二日法律第一百〇三号)抄

第七十一 附則(昭和七九年二月二日法律第一百〇四号)抄

第七十二 附則(昭和七〇年二月二日法律第一百〇五号)抄

第七十三 附則(昭和七一年二月二日法律第一百〇六号)抄

第七十四 附則(昭和七二年二月二日法律第一百〇七号)抄

第七十五 附則(昭和七三年二月二日法律第一百〇八号)抄

第七十六 附則(昭和七四年二月二日法律第一百〇九号)抄

第七十七 附則(昭和七五年二月二日法律第一百一〇号)抄

第七十八 附則(昭和七六年二月二日法律第一百一一号)抄

第七十九 附則(昭和七七年二月二日法律第一百一二号)抄

第八十 附則(昭和七八年二月二日法律第一百一三号)抄

第一百四条 新銀行法第十六条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としている銀行の当該会社については、当該銀行が施行日から起算して三ヶ月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社とするにつき、施行日において新銀行法第十六条の二第四項の認可を受けたものとみなす。

7 新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（これららの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、な
お従前の例による。

（権限の委任）

第一百四十七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及

第一百九十一條 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

う。(以下この項において同じ。)を超えていれる
新銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社(以下この項において「銀行持株会社」といふ。)若しくはその子会社等(新銀行法第五十二条の六第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社(以下この項において「長期信用銀行持株会社」といふ。)若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社(以下この項及び附則第五百五条において「銀行持株会社等」という。)が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は適用しない。この場合において、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対しても同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないことをすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該銀行持株会社等が同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日ににおいて新銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新銀行法第十六条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に基づき可（当該認可に係る旧銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第四項に規定する認可（当該認可に係る新銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新銀行法第十六条の二第四項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に銀行が新銀行法第六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（当該銀行が旧銀行法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同

金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第五十五条 新銀行法第十九条第二項及び第三項(同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。)(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。)並びに新銀行法第二十一条第一項から第三項まで(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。)の規定並びに新銀行法第二十条第二項及び第五十二条の十一(同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。)(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)並びに新銀行法第五十一条の十二並びに第五十二条の十三第一項及び第二項(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、銀行等又は銀行持株会社等の平成十四年四月一日以後に開始する営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行等又は銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度又は事業年度に係る貸借対照表その他の書類については、なお前項の例による。

び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。（処分等の効力）

第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまふものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百九十条 附則第二条から第一百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

う。以下この項において同じ。)を超えていれる新銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社(以下この項において「銀行持株会社」といいう。)若しくはその子会社等(新銀行法第五十九条の六第一項に規定する子会社等をいう。以

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新銀行法第十六条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社」のうち、同法第二百六十条第一項に規定する破綻保険会社に該当するも

金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に

び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

下この項において同じ。) 又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行特殊会社(以下この項において「長期信用銀行

4 の」とする。
施行日前に、第十条の規定による改正前の銀行法（以下「日銀銀行法」という。）第十六条の

規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

(処分等の効力)
第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げ
る規定にあっては、当該規定）の施行前に改正

持株会社」という。)若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社(以下この項及び附則第二百五条において「銀行持株会社等」という。)が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対しても同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないことをすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該銀行持株会社等が同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第三百四条 新銀行法第十三条の二(新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。)の規定は、銀行等が施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第三百三条 新銀行法第十六条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社(新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいいう。以下この条において同じ。)としている銀行の当該会社については、当該銀行が施行日から起算して三ヶ月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二第一項又は第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に基づき可（当該認可に係る旧銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第四項に規定する認可（当該認可に係る新銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新銀行法第十六条の二第四項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に銀行が新銀行法第六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等（当該銀行が旧銀行法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をした銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにつき、施行日において新銀行法第十六条の二第四項の認可を受けたものとみなす。

7 新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を

新銀行法第十九条第二項及び第三項
（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定並びに新銀行法第二十条第一項及び第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定並びに新銀行法第五十二条の十二並びに第五十三条の十三第一項及び第二項（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等又は銀行持株会社等の平成十四年四月一日以後に開始する営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行等又は銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度又は事業年度に係る貸借対照表その他の書類については、なお従前の例による。

新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

（権限の委任）

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

(検討)

第一百九十条 附則第二条から第一百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第一百九十一条 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のため特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 本規則の施行期日

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、民間工場等の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」といいう。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律

に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引

合による金融事業に関する法律、船舶引保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小業者融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、農融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新坦保附社責言託法

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新規手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新規担保附社債信託法等の規定を適用する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年八月一三日法律第一二五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条规定及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七条)第四十二条第一項の改正規定附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十

一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の

中保険業法（平成七年法律第二百五号）第十五条规定に一項を加える改正規定 同法第五十五条第一項及び第二項、第百二十二条第一項並びに第百二十三条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第百五十五条第二項（第百八十八条第一項、第百十九条及び第百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流动化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第一百一条第一項及び第二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一年一二月二二日法律第二六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則（平成一年一二月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の

規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から十五まで 略

十六 銀行法第四十六条第一項

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九 一号) 抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九 六号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年十一月一日(以下「施行期日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十三条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九 七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九 八号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(銀行法の一部改正)

(銀行法の一部改正)

(検討)

第五十条 前項の規定による改正後の銀行法第十条第七項の規定の適用については、旧特定目的会社並

びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定による特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

(処分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の規定に相当の規定があるものを除き、改

正後のそれぞの法律の相当の規

定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一二年一月九日法律第一 〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月九日法律第一 一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一二年一月九日法律第一 二九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日法律第七 五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(銀行法の一部改正)

(銀行法の一部改正)

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経

济情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八 〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年一月九日法律第一 一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一月九日法律第一 二九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二九日法律第七 五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(銀行法の一部改正)

(銀行法の一部改正)

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経

3 この法律の施行前に前項の規定による届出をした外国銀行であつて、この法律の施行の際現に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(銀行の株主に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第三節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第七章の二の規定を除く。の規定に該当する新銀行法第七章の二の規定によるものとみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の相当の規定があるものを除き、改

正後のそれぞの法律の相当の規

定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日法律第一 二九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(銀行法の一部改正)

(銀行法の一部改正)

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経

济情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(銀行の株主に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第三節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第七章の二の規定を除く。の規定に該当する新銀行法第七章の二の規定によるものとみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞの法律の相当の規定があるものを除き、改

正後のそれぞの法律の相当の規

定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日法律第一 二九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(銀行法の一部改正)

(銀行法の一部改正)

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経

(政令への委任)

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

卷之三十一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 平成二年六月二十四日法律第五
八号 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該当各号に定める日から施行する。
一及び二 各

この法律
施行日」と
定めない範囲
（二）抄則附八号

（加得其）

この沿線に、公有の日から起算して、一ヶ年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の

次に一条を加える改正規定、同法第三十八

第四十五条第一号 第五十九条の二 第六十二条の二

の改正規定、同法第七十七条の一項を加えて

改正規定、同法第七十七条の二に一項を加え

る改正規定 同法第七十九条の十三の改正規定

定立でに同法第三条の三十一の項に
第一項の文三規則、第二項無足業法規

の改正規定（「第十三条」を「第十三条ノ二

に改める部分に限る。）、同法第九条の改正規

定及び同法第二章中第十三条の次に一一条を加

本法第二章第一節に於ける第2項の規定によれば、

条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法

第十一條の二の四の改正規定 同法第十一條

の三の次に一条を加える改正規定 同注第一

二の二を同法第十二条の十二の三とし、同法

第十一條の十二の次に一条を加える改正規定

及び同法第九十二條の五の改正規定 第五条

中万座美廿同総合酒第一、參第四項第二、吳乃
ボ第一二条の山の文三見三、洞去第一二条の

第一二条の改正規定 同法第一二条の

〔第一百五条の三〕に改める部分に限る。)、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十四条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定(「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る)及び同法第五十九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第十四条の二及び第五十条の二第二項の改正規定、第五十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定(「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る)及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)
(罰則の適用に関する経過措置)

に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的か包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十六年六月二十四日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十二年一月十九日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に二項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第五十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十三年法律第二百三号）、第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

三二一

投資法人に関する法律第一百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に「第六項」を加える改正規定及び同法第五十二条の二第一項中「前二項」を「前各項」に改正規定を同条第五項とし、同条第三項の次に「第六項」を加える改正規定、第十五条の規定、十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条中第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支機構法（平成二十一年法律第六十三号）第十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援法（平成二十三年法律第二百四十九号）第十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十二第三十六条及び第三十七条の規定、公布日から起算して二十日を経過した日

2

6

銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等について、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算し用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしてしまうこととすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において、同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

1

超えて当該信用の供与等をしないこととすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の二十一第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に存する外国銀行支店（第十四条の規定による改正前の銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する第十四条の規定による改正後の（銀行法第四十七条の二の規定の適用についての施行日から当該施行日の属する事業年度の開業事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下の額で内閣府令で定める額」とする。（権限の委任）

十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

第三十六

該信用の供与等をしないこととすれば、
一人の事業の継続に著しい支障を生ずる
ある場合その他のやむを得ない理由が
ある場合において同日までに内閣総理大臣の承
認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同
日において新銀行法第五十二条の二十二
九。に規定する書の規定による承認を受けたもの
にいたし、この法律の施行の際現に存する外國銀
行法第十四条の規定による改正前の銀行法
に規定する外國銀行支店をいふ。
に対する第十四条の規定による改正後の
第四十七条の二の規定の適用について
行日から当該施行日の属する事業年度の
年度末までの間は、同条中「政令で定め
あるのは、「政令で定める額以下の額
府令で定める額」とする。

委任) 内閣総理大臣は、この附則の規定によ
り金融庁長官に委任する。

を金融庁長官に委任する。

の規定により金融庁長官に委任された権
限に於ける規定による農林水産大臣及
方労働大臣の権限については、政令で定め
つにより、その一部を財務局長又は財務
(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限
には、地方支分部局の長)に委任するこ
さる。

適用に関する経過措置) この法律(附則第一条各号に掲げる

第三十八各
途として

この法律の施行の際現に存する外國銀行（第十四条の規定による改正前の銀行法並びに同条第二項に規定する外國銀行支店をいふ）における場合その他のやむを得ない理由がある場合は、当該銀行持株会社等は、同日において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日において新銀行法第五十二条の二十二に規定する銀行（第十四条の規定による改正後の銀行法並びに同条第二項に規定する外國銀行支店をいふ）における「政令で定める額以下の額」をもつて、同日において新銀行法第五十二条の二十二に規定する銀行（第十四条の規定による改正後の銀行法並びに同条第二項に規定する外國銀行支店をいふ）における「政令で定める額以下の額」とする。

事由の生じた日は、新銀行法第五十二条の二十一第三十一項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社の二十三第五項に規定する子会社を子会社とする会社をいう。）以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社については、当該子会社対象会社以外の会社が当該銀行持株会社の子会社となつた日を、新銀行法第五十二条の二十三第五項に規定する子会社対象会社以外の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第七項から第九項までの規定を適用する。

第六条 新銀行法第五十二条の二十三第三項、第十二項（銀行持株会社が、現に子会社としている同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの号に掲げる会社（同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としよとするときに係る部分を除く。）及び第十五項の規定は、この法律の施行の際現に銀行持株会社が旧銀行法第五十二条の二十三第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項ただし書又は第九項の規定による認可を受けた当該銀行持株会社又はその子会社が同条第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数（旧銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数のう）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

</p

銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の五百八十九条第一項、第二百七十九条第一項、第一四百八十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五百八十三条第一項、第七十二条第一項、第九十五条第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第十八条号の改正規定並びに附則第四十五条から第十四条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第四十一条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定、「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る)、同法第一百七十九条第二項の改正規定(審判の「最初の審判手続の」に改める部分に限る)、同条第四項の改正規定、同法第一百八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一十三条第三項及び第一百八十二条(見出しを含む)の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定(審判手続開始決定書に記載され)を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く)、同法第一百八十四条第一項、第一百八十五条の三(同法第一百九十八条第二号の並びに第二百五条第十二号及び第三号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八十二条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十一条第二項の改正規定)、(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く)、第五条(農業協同組合法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く)及び第六条(水産業協同組合法第一百六十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く)の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定(に対する誠実主義の「利益の保護のための体制整備」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁

の禁止一を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。